

株式会社ちゅピCOMふれあい加入契約約款（一般用）

株式会社ちゅピCOMふれあい（以下当社とします）と当社が行うサービスの提供を受ける者（以下加入者といいますが）との間に締結される契約は、放送法に基づいて定められた条項によるものとします。

第1条（放送サービス）

- 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。
- 再送信
放送事業者のテレビジョン放送、FMラジオ放送、データ放送を一切変更せず有線により同時に再送信する番組放送サービス。
 - 自主放送
自主制作番組（コミュニティチャンネル）、CS番組供給会社による番組放送サービス。
 - 上記事業に付帯するサービス業務
 - 登録事務手数料、基本利用料、ペイ番組サービス利用料、見守りサービスは別表の料金表のとおりとします。
 - チャンネル変更・放送の停止等、サービス内容の変更を行う場合があります。この場合当社は事前に加入者にその旨を告知します。
 - ちゅピコ スマートテレビ
ちゅピコ スマートテレビサービスは別に定める「ちゅピコ スマートテレビサービス利用規約」により提供するものとします。

第2条（契約の単位）

加入契約は世帯ごとに行います。なお、STBはテレビ受像機1台に接続するものとします。

第3条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

- 加入契約は加入申込者が本約款を承認の上、当社指定の申込書に必要事項を記入捺印の上、当社に申し込み、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。
- 尚、当社はサービスの提供が技術的な理由等により困難な時は、加入契約の申し込みをお断りすることがあります。
- 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「ご契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。

第4条（初期契約解除等）

- 加入申込者は「ご契約内容確認書」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 前項の規定による加入契約の解除は、同項の文書を送った時にその効力を生じます。
 - 第1項の規定により加入契約の解除を行う場合、加入申込者は引込工事、宅内工事等を着工済、または完了済の場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとします。以後も同様とします。

第6条（登録事務手数料および利用料金）

- 加入者は別表に定める登録事務手数料および利用料金を当社に支払うものとします。
- 当社は第1条に定める全てのサービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合は当該月分の利用料は無料とします。
- 当社は、社会情勢の変化、番組内容の拡充等により料金の改定をすることがあります。その場合は事前に加入者に知らせます。
- NHK受信料およびNHK衛星放送受信料は当社が設定した利用料金の中には含まれません。
- 当社はサービス期間を設け登録事務手数料の特別割引を行うことがあります。ただし、加入者に対しては適用しません。

第7条（STB）

- 当社は加入者にSTBを貸与します。
- 加入者は使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとします。
 - 加入者は故意または過失により機器等を故障・破損させた場合は修理にかかる実費相当分を、また紛失および修理不能による場合は第21条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用しそれぞれ当社に支払うものとします。
 - 加入者は解約の場合、速やかにSTBを当社に返却するものとします。
 - 加入者は当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
 - デジタル放送は当社が指定するSTBが設置された場合のみご利用いただけます。

第8条（施設の設置、所有および工法）

- 当社はサービスを提供するための施設（放送センターよりテレビ受像機に至るまでの施設をいいます。以下「本施設」といいます）のうち保安器または回線終端装置（TV用）（以下「V-O-N-U」という）までの設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は引込工事負担金を負担するものとします。また、自営社の建柱、地下埋設等の特殊な工事が必要とする場合は加入者がその実費を負担するものとします。
- 加入者は保安器またはV-O-N-Uの出力端子からテレビ受像機（以下受信機といいますが）およびFM受信機までの設置に要する費用（宅内工事費、宅内機器類および増幅器を負担し、これを所有するものとします。ただし、貸与されたSTBは除きます）
 - 共同住宅等の共有施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
 - 施設の設置並びに工事に際し、業者、工法および使用機器等については、当社の指定によるものとします。

第9条（施設の維持）

- 当社の維持責任範囲は本施設の保安器またはV-O-N-Uまでとします。
- 加入者は当社に無断で施設の改変、補修、増設および他の機器等を接続する工事はできません。
 - 加入者は加入者の都合による施設の改変、補修、増設および他の機器等を接続する工事費用を負担するものとする。

第10条（故障）

- 当社は加入者から本施設に異常がある旨、申し出があった場合は速やかに、これを調査し必要措置を講じるものとします。
- 加入者の故意または過失により本施設に故障を生じさせた場合、加入者はその修復に要する費用を負担し、さらに1度の出張サービスにたいし、別途出張料を負担するものとします。

- 当社は、
 - 加入者は、
 - 加入者は、
 - 加入者は、
- とします。
- （毎月料金の計算および請求）
当社は各種利用料を毎月単位に計算し、それらの料金を合算した金額を当月加入者に請求します。
 - 料金の計算の開始はサービスを受け始めた日、終了は契約の解約または解除の日とし、1か月に満たない日数については1か月分の料金とします。
 - ペイ番組の利用料は別表に定めるものとし当社の本部センターに設置された課金装置によって算出されます。
 - 工事費および手数料等の発生があった場合は原則として第1項の請求額に合算して請求します。

第12条（支払い方法）

加入者は登録事務手数料、工事費等については別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

第13条（延滞金）

加入者は料金の支払いについて指定の支払期日より遅延した場合、年利14.6%の延滞金を支払期日の翌日より支払日まで、その期間に応じて当社に支払うものとします。

第14条（名義変更）

- 加入者は次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更することができます。
- 同居親族間の相続の場合。
 - 新加入者が当社の業務区域内で、かつ、もよりの引込端子に余裕がある場合。
 - 新加入者が、旧加入者の加入契約に定めるSTBの設置場所において当社のサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合。
 - 新加入者は当社の承認を得た上、別表に定める名義変更手数料を添え、届け出るものとします。なお名義変更の場合、工事または調整が必要な場合は、その実費を負担するものとします。

第15条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は加入者の名前、名称の変更、明名の表示変更、銀行口座の変更、電話番号の変更等、加入申込書記載事項に変更がある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

第16条（設置場所の変更）

- 加入者は次の場合に限り受信機の設置場所を変更することができます。
- 同一敷地内の場合。
 - 当社の業務区域内で、かつ、もよりの引込端子に余裕がある場合。
 - 加入者は変更に要する費用を負担するものとします。

第17条（放送サービスの変更）

- 加入者は、放送サービスの変更を申し込むことができます。
- 放送サービスの変更の場合は、第3条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
 - 契約の申し込みを当社が承諾し工事を行った場合、加入者は別に定める工事費をお支払いいただきます。
 - 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には変更を承諾しない場合があります。
 - 放送サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。
 - 加入者は放送サービスの変更を行った場合には、新たに登録事務手数料の支払いを要しません。

第18条（サービスの利用一時休止）

- 加入者は長期（1か月以上）の旅行等やむを得ない事由が発生した場合限り当社に届け出ることでより最長6か月を限度に利用休止期間を設定することができます。この場合、手数料として別表に定める金額を毎月支払うものとします。
- 利用休止の場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の基本利用料は無料とします。

第19条（著作権および著作権隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人のまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または、多数人に対する対価を受ける上での上映、ピコデッキ、その他の方法による複製、およびほかがその複製物の上映、その他当社提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第20条（無断視聴の禁止）

- 当社は未加入者が当社のサービスを無断で視聴することを禁止します。
- 当社は無断視聴者を確認した場合、次の損害賠償を請求するものとします。
 - 登録事務手数料相当額。
 - 当社が無断視聴者の居住する地点に放送サービスを開始した日を起算日として、無断視聴の事実を当社が確認した日に至るまでの間の利用料相当額。

第21条（解約）

- 加入者は契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に当社に届け出るものとします。
- 加入者は解約の日属する月までの利用料金を支払うものとし、日割り計算による精算を行います。
 - 加入者は解約に伴い、当社の施設・機器等を撤去し工事に要した費用は加入者が実費負担するものとします。なお撤去により、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその費用を負担するものとします。
 - 加入契約を解約した場合でも、故意または過失によって解約前に生じた加入者の補償責任および負うべき義務は失効しないものとします。
 - 解約の場合、登録事務手数料は返納しません。
 - 加入者は本案に定める解約および第22条（義務違反によるサービスの停止または解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は料金表に定める損害金を請求します。

第22条（義務違反によるサービスの停止または解除）

当社は本約款に違反する行為が加入者であったと認められた場合、催告の上、サービスの停止または契約を解除することができるとします。料金の回収に関して、当社が指定する債権回収機関および弁護士へ委託することがあります。

- 契約解除の場合、登録事務手数料は返納しません。
- 契約解除の場合、当社は料金表に定める強制解約解除料を請求します。

第23条（設置場所の無償利用および便宜の提供）

当社は本施設設置工事のため、加入者が所有または占有する敷地、家屋、および構築物等を加入者の了承の上、必要最少限において無償で使用できるものとします。

- 加入者は当社または当社の指定する業者が本施設の設置、検査、修理、撤去および復旧等を行うため加入者が所有または占有する敷地、家屋、および構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 加入者は設置場所の無償利用および便宜の提供に関して地主、家主その他利害関係者がある時は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第24条（B-CASカードの取り扱い）

STBに取り付けられるB-CASカードに関する取り扱いについては、加入者と株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約書」に定めるところによります。

第25条（C-CASカードの取り扱い）

- 当社はデジタルサービスの加入者に対し、C-CASカードをSTB1台に1枚貸与します。
- C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし加入者は、第21条（解約）および第22条（義務違反によるサービスの停止または解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、STBに常時装着された状態で使用するものとします。
 - 加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および当社の判断による場合は、当社はC-CASカードを交換するものとします。
 - 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡その他処分をすることはできません。またそれらが行われたことによる当社および加入者に対するほかの損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。
 - 加入者はC-CASカードの複製および改造・変造・改ざん等のカード機能に影響をあたえることを禁止するものとします。

第26条（C-CASカードの紛失等）

- 加入者は、C-CASカードの紛失または盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届け出るものとします。
- 当社は届出を受理した場合においては速やかに当該C-CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用され料金等が発生した場合は加入者の負担となります。

第27条（C-CASカードの再発行）

当社はC-CASカードを再発行することについて必要と認めた場合に限り、再発行を行うものとします。この場合、加入者は別表に定めるC-CASカード再発行手数料を支払うものとします。

第28条（C-CASカードの返却）

加入者は、第21条（解約）および第22条（義務違反によるサービスの停止または解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第29条（放送内容の予告）

- 当社は加入者に自主放送サービスの内容等を予め放送前に知らせるものとします。
- 天災、事変その他非常事態が発生した際、または発生するおそれがある場合。
 - 当社のやむを得ぬ事情により緊急に放送内容を変更せざるを得ない場合。

第31条（放送サービスの中断）

- 当社につきの場合、放送サービスを中断します。
- 本施設の保守点検、修理および検査等を行う場合。この場合、事前に加入者に、その旨を知らせるものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 天災、事変等の非常事態または不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

第32条（デジタル放送サービスの番組情報提供）

当社はデジタル放送サービスの内容および放送時間を、当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、当社はEPGによりお知らせした内容を変更する場合があります。

- 当社は、内容および放送時間の相違、間違いおよび変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第33条（加入者個人情報の取り扱い）

- 当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。
- 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOMふれあい 執行役員 管理部長 電話 082-296-5551
 - 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - サービスの提供を開始・継続、または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
 - 当社が提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれ別の追加サービスを含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるとき使用する場合
 - 当社は、法令で定める場合を除き、当該加入者の場合でも個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項(2)の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
 - 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
 - ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
 - 当社は、個人情報漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保護・管理に努めます。
 - 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
 - お客さまご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
(お問い合わせ窓口)
〒730-0854 広島市中区土橋7-1

第34条 (苦情処理)

当社は、加入者の個人情報に関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第35条 (国内法への準拠)

この約款は日本の国内法に準拠するものとし、加入約款により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第36条 (免責事項)

当社は第30条および第31条に係る損害賠償には応じません。

第37条 (約款の改正)

当社は放送法の規定に基づき本約款を改定することがあります。

第38条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が発生した場合は双方誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
- (2) 当社は、放送再送信のみに限るサービスは原則として行いません。ただし、集合住宅、共聴施設等、一括移行加入される場合はこの限りではないものとします。この場合、再送信のために必要な施設維持管理費用を徴収することができるものとします。
- (3) 一括加入、業務用等については別途協議するものとします。
- (4) この約款は、平成30年9月30日より施行します。

別 表 (料金表)

平成30年9月30日現在

以下の料金は消費税込みの金額です。

1. 登録事務手数料および月額基本利用料

登録事務手数料		3,240円	
月 額 基 本 利 用 料	ちゅピCOM TV Sコース	5,076円	2台目以降1台につき2,700円
	ちゅピCOM TV Aコース	4,320円	2台目以降1台につき1,944円
	ちゅピCOM TV Cコース	3,780円	2台目以降1台につき1,404円
	ちゅピCOM TV Eコース	1,944円	2台目以降1台につき 540円
	ちゅピCOM TV 地デジコース	864円/世帯	
	ちゅピCOM光 TV Sコース ※1	5,076円	2台目以降1台につき2,700円
	ちゅピCOM光 TV Aコース ※1	4,320円	2台目以降1台につき1,944円
	ちゅピCOM光 TV Cコース ※1	3,780円	2台目以降1台につき1,404円
	ちゅピCOM光 TV Eコース ※1	1,944円	2台目以降1台につき 540円
	ちゅピCOM光 TV 地デジコース ※1	864円/世帯	
	ちゅピCOM光 TV 地上・BSコース ※1	864円/世帯 対象のちゅピCOM光 NET、ちゅピCOM光 電話との3サービスセットでのご契約となります。	
	デジタルミニコース ※2	3,780円	2台目以降1台につき1,404円
デジタルベーシックコース ※2	4,320円	2台目以降1台につき1,944円	
デジタルプレミアムコース ※2	5,076円	2台目以降1台につき2,700円	
2台目以降については加入者が同一世帯で、かつ、同一敷地内において受信機を増設する場合			
STB (受信専用タイプ)	月額レンタル料1台につき	540円	
STB (らく録)		1,080円	
STB (らく録DVD)		1,944円	
STB (らく録ブルーレイ)		2,160円	
4K対応STB		3,240円	

※1 光サービスエリア(広島市・廿日市市の一部、旧佐伯町、大竹市)のみのサービスです。

※2 デジタルミニコース、デジタルベーシックコースは平成26年3月末で新規の販売を終了しました。

※月額基本利用料は、基本料金+STBレンタル料(受信専用タイプ) 込の料金です。

- (1) 引込線により複数世帯が加入する場合には、契約の単位は、1世帯ごととします。
- (2) NHK受信料、NHK衛星放送受信料および日本衛星放送受信料は当社が設定した料金の中には含まれません。
- (3) 地デジコース、地上・BSコースは、光サービスエリア(※1)のみのサービスです。

2. オプションチャンネルサービス料金

チャンネル名	利用料(月額)	
アジアドラマチックTV	648円	
東映チャンネル	1,620円	
衛星劇場HD	2,160円	
スターチャンネル1・2・3	2,484円	
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,080円	
J SPORTS 4 HD	1,404円	
グリーンチャンネルHD・グリーンチャンネル2HD	1,296円	
プレイボーイチャンネル	2,700円	セットで 3,240円
レッドチェリー	2,700円	
レインボーチャンネル	2,484円	
ミッドナイト・ブルー	2,484円	
パラダイステレビ	2,160円	セットで 3,240円
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画(HD)	648円	
WOWOWプライム・ライブ・シネマ	2,484円	
MTV	756円	
アニメシアターX(AT-X)	1,944円	
Mnet	2,484円	

ちゅピCOM TV Eコースのみのオプションチャンネル

チャンネル名	利用料(月額)	
日本映画専門チャンネルHD ※1	756円	
釣りビジョン HD ※1	1,296円	
日経CNBC ※1	972円	
囲碁・将棋チャンネル ※1	1,512円	
V☆パラダイス ※1	756円	
テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ ※1	648円	
アニマックス ※1	798円	
テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ ※1	648円	
GAORA SPORTS HD ※1	1,296円	
スカイA ※1	1,080円	
FOXスポーツ&エンターテイメント ※1	1,026円	
映画・チャンネルNECO-HD ※1	648円	
ファミリー劇場HD ※1	セットで	
スーパー!ドラマTV HD ※1	1,080円	
時代劇専門チャンネルHD ※1	756円	
キッズステーション ※1	798円	
MONDO TV HD ※1	648円(864円※2018年12月1日より)	
ゴルフネットワーク ※1	1,944円	
ホームドラマチャンネルHD 韓流・時代劇・国内ドラマ ※1	770円	
KBS World HD ※1	756円	
フジテレビONE・TWO・NEXT ※1	1,620円	
J SPORTS 1・2・3・4 ※1	2,469円	
シネフィルWOWOW ※1①	756円	セットで 1,296円
歌謡ポップスチャンネル ※1②	864円	
ディズニー・チャンネルHD ※1③	750円	セットで 853円
ディズニーXD(エクステディー) ※1④	648円	

※1 本チャンネルを2チャンネル以上契約された場合には、324円を割引とします。ただし、ディズニー・チャンネルHD、ディズニーXDおよび、ファミリー劇場HD、スーパー!ドラマTV HD、シネフィルWOWOW、歌謡ポップスチャンネルをセットで契約した場合は、2チャンネルで1チャンネルとします。
 ちゅピCOM TV Eコースのみのオプションチャンネルです。①②の2チャンネルセットで1,296円、③④のディズニー2チャンネルセットで853円です。

3. 見守りサービス料金

登録事務手数料	見守りサービスのみ ※2	地デジ+見守り	多チャンネル+見守り	セット利用者(TV+NET)
3,240円	1,836円(月額)	972円(月額)	540円(月額)	0円

※2 見守りサービスのみの場合は、地上波デジタルのみ視聴が可能です。

※ 本サービスについては、現在、大竹市エリア限定サービスです。

4. 手数料

変更事務手数料 (コース・名義・口座等)	利用休止手数料	C-CASカード 再発行手数料	利用内容変更手数料
1,080円/回	864円(月額)	5,400円/回	1,080円/回

5. 工事費

第8条に係わる引込工事負担金、特殊引込工事費、宅内工事費、第10条に係わる修復費、第16条に係わる変更移転工事費は、それぞれ実費とします。また、第10条の第2に係わる出張料は1回につき2,700円とします。

6. 機器損害金(非課税)※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。

18,000円	STB(受信専用タイプ) 1台毎
29,000円	STB(らく録) 1台毎
65,000円	STB(らく録DVD) 1台毎
61,000円	STB(らく録ブルーレイ) 1台毎

7. 強制契約解除料

強制契約解除料
10,800円

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008G)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。

お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ①カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
 - ②カードの故障が、お客様の不適切な取り扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

[別表] カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,050円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。